

## 川崎市家庭用品品質表示法事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和37年9月29日政令第390号。以下「令」という。）、及び同法施行規則（昭和37年9月29日通商産業省令第106号。以下「規則」という。）の規定により、川崎市が処理することとされた事務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (処理する事務)

第2条 市長は、次の各号に係る事務について処理するものとする。（第5号に規定する立入検査以外の事務は、主たる事務所及びすべての店舗が川崎市内のみにある販売業者に限る。また、表示を求める商品は、令第1条関係別表に指定されているものに限る。）

- (1) 法第4条第1項の規定により、表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない販売業者に対し、表示事項を表示し、及び遵守事項を遵守すべき旨を指示すること。
- (2) 法第4条第3項の規定により、前項の指示に従わない違反業者があるときは、その旨を公表すること。
- (3) 法第10条第1項の規定により、家庭用品の品質に関する表示が適正に行われていないため、一般消費者の利益が害されている旨の申出を受理すること。
- (4) 法第10条第2項の規定により、同条第1項の規定による申出に係る必要な調査を行うこと。
- (5) 法第19条第2項の規定により、販売業者から報告を徴し、又は職員に店舗等に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させること。

### (指示)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、前条第1号の規定に基づく指示を行うものとする。

- (1) 販売業者が家庭用品の製造仕様の決定に当たっている場合であって、当該家庭用品の表示事項の全部若しくは一部を表示せず又は遵守事項を遵守しない表示を付しているとき。
- (2) 表示票を故意に脱落、改変する等の悪質な行為を行っているとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、指示は行わないものとする。

- (1) 表示事項の表示について、様式違反等その内容が誤認されない程度の軽微な遵守事項違反の場合。
- (2) 表示票がやむを得ない偶発的な事故により脱落した場合。
- (3) 販売業者の取引先の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者から委託を受けた表示業者が、表示事項の一部を表示せず若しくは遵守事項を遵守しない表示（以下「不適正な表示」という。）を付し、又は不適正な品質情報を販売業者に与えたため、当該販売業者がこれを信用し、不適正な表示をやむなくさせられた場合。

3 指示は、様式1により行うものとする。

4 指示を行った場合は、速やかに知事を通じて消費者庁長官へ様式2により報告するものとする。

5 指示を行った場合には、これに基づく改善状況を確認するため、原則として指示後6か月以内に立入検査を行い、その実施状況を調査するものとする。

### (公表)

第4条 市長は、前条第5項に規定する立入検査によって、表示の改善がなされていないことが確認

された販売業者のうち、違反状況が悪質と認められる場合又は販売業者の改善の意思が認められない場合には、第2条第2号の規定による公表を行うことができるものとする。

2 市長は、公表を行う場合には、規則第2条に掲げる次の各号を記載した協議書を知事を通じて消費者庁長官に送付し協議するものとする。

- (1) 公表に係る販売業者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- (2) 公表の内容
- (3) 公表予定年月日
- (4) 公表が必要な理由及び経緯
- (5) その他参考となる事項

3 公表の方法は、市の広報紙や新聞発表等できる限り多くの消費者に周知できる方法によるものとする。

(申出の受理)

第5条 市長は、一般消費者から第2条第3号に係る申出書による申出があった場合、本市に受理権があるものは、第2項に定める確認を行った後に受理するものとする。

2 受理にあたっては、申出書に次の各号が記載されていることを確認するものとする。

- (1) 申出人の氏名または名称及び住所
- (2) 申出人に係る家庭用品の品目
- (3) 申出の趣旨
- (4) その他参考事項

(申出に係る調査)

第6条 市長は、前条第1項の規定に基づく申出書を受理した場合には、法第10条第2項の規定に基づき、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 前項の調査は、法第19条第2項の規定に基づく報告の徴収若しくは立入検査を行い、又は関係当事者から事情を聴取することにより行うものとする。

3 市長は第1項の調査により、申出の内容が事実であると認められた場合であって、当該販売業者に責任があると認められるときは、法第10条第2項の規定に基づく処置として行政指導又は必要により第2条第1号の規定に基づく指示を行うものとする。

(報告の徴収)

第7条 市長による第2条第5号の販売業者に対する報告の徴収は、令第2条第2項に掲げる次の各号について行うものとする。

- (1) 表示事項を表示した家庭用品の品目別の数量及びその表示の状況
- (2) 前号に掲げる事項のほか、当該販売業者の販売した家庭用品のうち表示事項が表示されていたものの品目別の割合

2 報告の徴収を行った場合は、知事を通じて消費者庁長官へ様式3により報告するものとする。

(立入検査)

第8条 市長は、職員のうちから第2条第5号に係る立入検査に従事する者（以下「検査員」という）を定め、法第19条第3項の規定に基づくその身分を示す証明書（以下「立入検査証」という。家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令（平成21年8月28日号外内閣府・経済産業省令第3号）の様式第1又は家庭用品品質表示法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令（令和3年10月22日号外内閣府・経済産業省令第

- 9号)の別記様式による。)を交付するものとする。
- 2 検査員は、立入検査に際し立入検査証を必ず携行し、関係人に提示しなければならない。
  - 3 立入検査は、2名以上の検査員で実施するものとする。
  - 4 立入検査は、第6条第2項の規定により行うほか、令第1条関係別表に指定される商品の販売店に対し、店舗規模等を考慮して定期的に行うものとする。
  - 5 立入検査を実施する場合は、販売業者の繁忙期を避ける等配慮に努めるものとする。
  - 6 立入検査に際しては、特別な理由がある場合を除き事前に当該店舗等に連絡しないものとする。
  - 7 立入検査に際しては、次の各号により調査するものとする。
    - (1) 表示状況は、調査品目ごとに選定し、表示の有無及び適・不適について調査する。
    - (2) 表示の管理状況は、表示が見やすいように付されているか、表示票を汚染したり、その上に値札等を貼付する等により視認が困難になっていないか。また、脱落した表示票があれば再度取り付けるよう心がけているか等を調査する。
    - (3) 経営者、従業員の法に対する意識について、法に基づき付されている表示に関し理解の度合いを聴取する。
    - (4) 第1号の調査によって無表示品(脱落等の偶発的な原因により無表示であった場合を除く)が発見された場合には、できる限り当該商品の仕入れ先の名称、所在地、電話番号、仕入れ年月日及び業態を聴取する。
    - (5) 第1号の調査によって、不適正表示品が発見された場合には、表示者の名称、所在地及び電話番号を聴取する。
  - 8 立入検査の結果、品質と表示に不整合の疑いがあると認められるなど、さらに検査を要するものと認められる場合は、国、地方公共団体又はこれに準ずる検査機関に検査を依頼するものとする。
  - 9 立入検査に際しては、次の各号により指導するものとする。
    - (1) 法の趣旨、当該販売業者の取扱商品に係る品質表示規程を把握させること。
    - (2) 販売業者が商品の製造仕様の決定に当たっている場合には、当該販売業者が表示を行い、その他の場合には、表示のある商品を仕入れ、また仕入れ先には、表示のある商品を納入するよう要請する等により、適正な表示のある商品を販売すること。
    - (3) 疑わしい表示の商品があった場合には、卸売業者又は製造業者に問い合わせよう努めること。
    - (4) 従業員教育及び表示の管理の徹底等により、顧客に対する商品説明の手段として表示の活用を図ること。
  - 10 検査員は、立入検査の結果、法に違反する事実が認められるときは、当該販売業者から「事実確認書」(様式4)を徴するものとする。この場合、当該事実確認書の写しを当該販売業者に交付するものとする。
  - 11 前項に該当する場合は、規則第5条第2項の規定に基づき、規則の様式第2により、知事を通じて消費者庁長官あて遅滞なく報告するものとする。また、改善指導後に改善が認められず、かつ、法に基づく指示が必要であるが本市にその権限がない場合は、速やかに知事あて文書で通知するものとする。
  - 12 検査員は、立入検査結果を立入先ごとに「販売店に対する立入検査調査票」(様式5)にまとめるものとする。
  - 13 市長は、規則第5条第1項の規定に基づき、その年度中の立入検査結果を取りまとめ、規則の様式

式第1により、翌年度の4月30日までに知事を通じて消費者庁長官あて報告するものとする。

(実施細則)

第9条 この要領に定めるもののほか、法に係る事務の実施に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

附 則

1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

第 号

住 所

氏 名

家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり品質表示を改善するよう指示する。

年 月 日

川崎市長

1. 品名

2. 形状（形式）等

3. 改善の内容

4. 理由

5. 改善期限 指示の日から 日以内

（注）この指示を遵守しない場合は、同法第 4 条第 3 項の規定に基づき、市長はこの旨を公表することがあります。

様式 2

第 号 年 月 日		
様		
川崎市長 印		
<b>指示報告書</b>		
家庭用品品質表示法第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示したので報告します。		
年 月 日		
販売業者	氏名又は名称	
	住 所	
内 容	品 目	
	形状（形式）等	
	改善の内容	
理由及び経緯		
今後の対応策		

様式 3

様		第 号	
		年 月 日	
		川崎市長 印	
<b>報告の徴収結果報告書</b>			
家庭用品品質表示法第 19 条第 2 項の規定に基づき、報告を徴収したので報告します。			
年 月 日			
販売業者	氏名又は名称		
	住 所		
理由及び経緯			
表示事項を表示した 家庭用品の品目別の 数量及びその表示の状況	品 目 名	表示した数量	表示の状況
	品 目 名	表示されていたものの割合	
		%	
		%	
その他参考事項			

年 月 日

川崎市長

あて

住 所

名 称

代表者氏名

### 事実確認書

年 月 日、家庭用品品質表示法第 19 条第 1 項に基づく立入検査の結果、  
次のとおりの事実がありましたことを確認します。

検 査 点 数	点
無 表 示 点 数	点
不 適 正 表 示 点 数	点
表 示 率	%
適 正 表 示 率	%



販売店に対する立入検査調査票

(NO1)

検査日	年 月 日		検査員・氏名				
店舗名					立会者氏名		
所在地					業 種		
電話番号							
表 示 の 状 況	家庭用品名	検査 点数 A	無表示 点数 B	不適正表示点数 C		適正表示率 $\frac{A-(B+C)}{A} \times 100$	不適正表示の内容
				項目不足	不適正な記帳	A	
			( )				
			( )				
			( )				
			( )				
			( )				
			( )				
			( )				
			( )				
			( )				
			( )				
		合 計		( )			

(注)「無表示点数」欄の( )内には、無表示点数のうち表示脱落等により無表示となった点数を記入

無表示品の仕入先	家庭用品名	仕入先の名称	所在地	電話番号	仕入年月日	業 態
						製造・卸売・製造卸
						製造・卸売・製造卸
						製造・卸売・製造卸
						製造・卸売・製造卸
						製造・卸売・製造卸
						製造・卸売・製造卸
不適正表示品の表示者	家庭用品名	表示者の名称	所在地		電話番号	
表示の管理状況	表示が見やすいように付されているか		見やすい・ふつう・見にくい			
	表示の確認を行なっているか		行なっている・ときどき行なっている・行なっていない			
	小 売 店 主		理解している・理解が不十分である・全く知らない			
	店 員		理解している・理解が不十分である・全く知らない			
備 考						